



# 和歌山県の環境

THE ENVIRONMENT OF WAKAYAMA

平成16年版 環境白書要約



# 和歌山県の環境

THE ENVIRONMENT OF WAKAYAMA

平成16年版 環境白書要約



## 平成16年版 環境白書の刊行にあたって

環境の世紀といわれる21世紀において、私たちは、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会経済活動やライフスタイルを見直し、持続的発展が可能な循環型社会を構築することが必要となっています。このため、国、地方公共団体のみならず事業者やNPOをはじめとした多くの人々が、様々な取組を行っています。

本県でも、平成12年1月に策定した環境基本計画に基づき、「人と自然とが共生する環境の創出」、「快適な生活環境の保全と持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全を目指した地域からの実践」、「すべての人々と共に築く環境の時代」という4つの基本目標の達成のために様々な環境保全施策を実施しています。

そのような中、平成16年7月、高野・熊野の自然環境が、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されました。このことに代表されるように本県は、世界に誇れる豊かな自然環境を有しています。このかけがえのない素晴らしい環境を将来の世代に引き継いで行くことが、私たちの責務であり、今後、より一層環境保全施策を推進する必要があるとの思いを強くしているところです。

そのため、環境保全施策の目標を定めている環境基本計画についても社会情勢の変化に伴い、計画の実行性を高め、さらに効果的に実施できるように見直しを行っているところです。

申すまでもなく、環境を保全するためには、国・県だけの取組だけでは十分ではなく事業者、NPOをはじめとする県民の皆様方の取組、さらには県と皆様方との協働での取組が必要不可欠です。

この冊子は、平成15年度の本県における環境の現状と保全施策を中心に取りまとめた環境白書を要約したものです。本冊子が、皆様方に広く活用され、環境問題について一層理解を深めていただくとともに、多くの方々の環境保全活動、さらには県と皆様方との協働関係構築の一助となれば幸いです。

和歌山県知事 木村良樹



# C O N T E N T S

## 目次

和歌山県の環境Q & A .....	1
--------------------	---

環境行政の総合的推進 .....	2
------------------	---

### 人と自然とが共生する環境の創出

1.自然環境の保全 .....	3
-----------------	---

2.自然環境とのふれあいの推進 .....	4
-----------------------	---

3.豊かな生活空間の保全と創造 .....	5
-----------------------	---

### 快適な生活環境の保全と持続的発展が可能な社会の構築

1.大気環境の保全 .....	7
-----------------	---

2.水環境の保全 .....	9
----------------	---

3.騒音・振動・悪臭公害対策の推進 .....	11
-------------------------	----

4.土壌環境の保全 .....	12
-----------------	----

5.循環を基調とする廃棄物対策の推進 .....	13
--------------------------	----

6.化学物質による環境汚染の未然防止 .....	15
--------------------------	----

### 地球環境問題への対応

1.地球温暖化防止対策の推進 .....	16
----------------------	----

2.オゾン層破壊防止対策の推進 .....	18
-----------------------	----

### 県民や事業者の参加による環境保全の推進

1.環境教育・環境学習の充実と環境保全意識の普及啓発 .....	19
----------------------------------	----

2.参加の促進とパートナーシップづくり .....	20
---------------------------	----



## Q 和歌山県の環境は？

**A** 和歌山県の自然環境は、広大な森林や山地、黒潮洗う海岸線など豊かなものです。森林が県土に占める割合は、約77%で、この森林は、二酸化炭素の吸収源となるなど地球環境を保全する機能を持っています。

また、豊かな自然環境は、様々な生物を育てており、野生鳥獣についても種類が豊富で生息数も多く見られます。

さらに、歴史的・文化的資源も多く、特に高野・熊野の文化的景観は、平成16年7月、「紀伊山地の霊場と参詣道」としてユネスコの世界遺産に登録されました。この文化的景観には自然環境も含まれます。

大気環境では、大気の汚れを測定した結果を見ると平成14年度と比べて各測定地点とも測定値は、ほぼ横ばいの傾向で推移し、概ね良好な大気環境が維持されています。

水環境については、河川・海域の測定結果から、一部で水質の汚れが見られますが、その他についてはきれいな水質が維持されています。

騒音については、環境基準(人の健康や生活環境を守るために維持されることが望ましい基準)をあてはめている和歌山市、海南市で実施した騒音の測定結果を見ると環境基準達成率は平成14年度に比べ一般地域、道路に面する地域とも若干低くなっています。

工場などの騒音・振動、自動車の交通騒音・振動、南紀白浜空港及び関西国際空港の航空機騒音についての測定結果は良好な結果となっています。

廃棄物については、主に家庭から出るごみやし尿の一般廃棄物のうちごみの排出量は、近年横ばいで推移しています。し尿は、ほぼ全面陸上処理となっています。

また、産業廃棄物については、排出量が減少傾向にあること、一方で再生利用が増加したことにより平成12年度の最終処分量は平成8年度に比べ半減しています。

## Q 環境に関する和歌山県の取り組みは？

**A** 和歌山県環境基本計画に基づき、様々な施策を実施しています。

自然環境については、自然環境保全、鳥獣の保護・管理、自然公園の整備等を、また高野・熊野の文化的景観がユネスコの世界遺産として登録されたことから、資産の保全、周辺森林の整備、町並の修景等、必要な施策を積極的に推進していきます。

大気、水質、騒音、振動については、継続した調査・測定を実施し、工場・事業場に対する監視・指導を行うとともに、環境にやさしい自動車の導入、生活排水対策の普及・啓発や下水道の整備の推進に取り組んでいます。

廃棄物対策としては、県内循環システムの構築を目指す「廃棄物処理計画」を策定し、ごみ処理広域化、分別収集・リサイクルを促進するとともに排出事業者、処理業者及び処理施設の設置者に対して適正処理に関する指導・啓発を行っています。また、産業廃棄物の不法投棄を防止するため、不法投棄監視パトロールを実施しています。さらに、橋本市におけるダイオキシン類問題については、県が事業者にとって、場内の焼却施設の解体・除染などを実施しました。

地球温暖化防止への対応としては、県民への啓発を行うとともに実践活動を促すための取組を行っています。平成15年度は、テレビ、ラジオを活用し、温暖化対策についての啓発を行うとともに、家庭で行う温暖化対策のマニュアルを作成しました。

また、中辺路町において温暖化対策に資する森林のCO<sub>2</sub>吸収機能について調査しました。





## 1 和歌山県環境基本条例

本県では、都市・生活型環境問題や地球環境問題、良好な自然環境や快適環境に対する県民ニーズに適切に応えるため、平成9年10月に「和歌山県環境基本条例」を制定し、行政、事業者、県民のそれぞれの責務と県の環境施策の基本的な方向を明らかにしました。この条例では以下の4点を基本理念と定めています。

恵み豊かな環境の確保と次世代への承継  
 自然と人間との共生の確保  
 環境保全へ自主的・積極的な取り組み  
 地球環境保全の積極的な推進

## 2 環境基本計画

和歌山県環境基本条例に基づき、平成12年1月和歌山県環境基本計画を策定しました。この計画は、県の環境の保全に関する総合的な大綱などを定めたものであり、環境政策の基本的な考え方と長期的な目標とともに、その実現に向けた施策展開のあり方を示しています。また、県民や事業者、民間団体及び行政の役割や期待される取組の方向についても示しています。

〔計画の期間〕

計画の期間は、平成11年(1999年)から平成20年(2008年)までの10年間です。

〔計画の目標〕

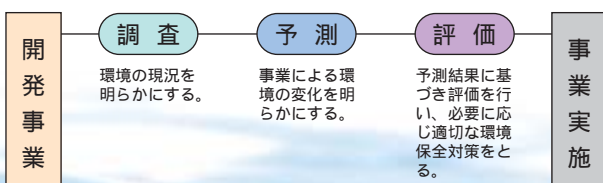
和歌山県環境基本条例の理念を具現化するため、その実現に向けて次の4つの基本目標を掲げています。

人と自然とが共生する環境の創出  
 快適な生活環境の保全と持続的発展が可能な社会の構築  
 地球環境の保全を目指した地域からの実践  
 すべての人々とともに築く環境の時代

## 3 環境影響評価制度の推進

環境影響評価(環境アセスメント)は、土地の形状の変更や工作物の新設等の事業を行う者が、その事業の実施前に環境への影響について、自ら適正に調査、予測、評価を行い、環境の保全に適正に配慮しようとするものです。県としても、環境影響評価指導要綱を定めて対応してきましたが、環境影響評価法が制定されたことや、環境基本条例においても環境影響評価の推進が掲げられたことなどから、平成12年3月に和歌山県環境影響評価条例を制定し、同年7月から全面施行しています。

〔環境アセスメントの手順〕



(注)開発事業とは、道路、ダム、鉄道、飛行場、埋立、干拓、土地区画整理、工場地造成、廃棄物最終処分場などの事業をいう。

## 4 公害防止計画の推進

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しい地域等において、公害の防止に関する施策を総合的、計画的に講じるために策定する計画であり、全国では、27都道府県33地域(平成16年3月末現在)において策定されています。和歌山地域においては、平成14年3月末で第6次の計画期間を終え、これまで硫黄酸化物等による大気汚染対策に大きな成果を上げてきました。しかし、同地域は自動車交通公害、河川の水質汚濁等依然として改善すべき課題が残されているため、引き続き総合的な公害防止施策を講ずる必要があることから、平成14年6月28日環境大臣より新たな計画策定の指示を受け、同地域を範囲とする第7次の「和歌山地域公害防止計画」を策定し、平成15年2月24日付けで環境大臣の同意を得て諸施策を推進しているところです。

## 5 環境保全協定の適切な運用

大規模工場からの公害は、広範囲に環境に影響を及ぼすおそれがあることから、地域住民の健康と生活環境の保全を図るため、関係市町とともに事業者と環境保全協定(公害防止協定)を締結しています。平成16年3月現在、7事業所と締結し、汚染物質総量の規制や環境監視体制の確立、公害防止施設の計画的整備などを図っています。

## 6 公害防止条例に基づく指定工場制度

公害防止条例では、事業を行う工場を対象に規制する指定工場制を設けています。和歌山市、海南市、有田市及び下津町に立地し、1時間当たりの燃料使用能力が5,000リットル(重油換算)以上または、一日当たりの総排水量が5,000立方メートル以上の大規模工場を「指定工場」とし、その新設及び変更について、知事の許可を必要とすることとしています。平成16年3月末現在は11工場が指定工場となっています。



## 1 自然環境の保全



### 1 多様な自然環境の保全

現状  
status quo

本県は、その大部分が紀伊山地を中心とする山地地域で、森林が県土の約77%を占めています。その森林は約60%が人工林、約40%が天然林となっており、林種別では約65%が針葉樹、35%が広葉樹で構成されています。それらの森林は国土の保全や水源のかん養、保健休養の場、さらには二酸化炭素の吸収源等の公益的機能を併せ持っています。

取組  
tackling

#### 自然環境保全基礎調査

保護すべき自然環境の実態を把握し、その維持及び保全を図るための基礎資料を得ることを目的とした自然環境保全基礎調査を実施しています。

#### 自然環境保全地域

現存する貴重な自然環境を保全するため、自然・社会的諸条件からみて自然環境を保全することが必要な特定の地域を、県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域に指定し、適正な保全に努めています。

#### 県自然環境保全地域一覧表

平成16年3月末現在(単位:ヘクタール)

名称	所在地	面積			特長	標高 m	指定年月日 及び告示番号
		特別地区	普通地区	合計			
立神社社寺林	有田市野	1.30		1.30	ホルトノキ、スダジイ	5-65	S51.3.30 県告示 第192号
川又観音社寺林	日高郡印南町川又	3.90		3.90	トガサワラ、ヒメシャラ、ツゲモチ	350-560	#
西ノ河原生林	日高郡美山村 寒川西ノ河国有林	64.58	20.97	85.55	ツガ林、ブナ林の極相林	700-1,120	S52.3.26 県告示 第203号
龜谷原生林	日高郡龍神村 龍神龜谷国有林	215.81	10.95	226.76	ツガ林、ブナ林、県下で最大の極相林	700-1,268	#
大滝川	日高郡川辺町 大滝川及び山野	(2.60) 2.60		(2.60) 2.60	シダ類、キクシノブ、コシヨウノキ、ウエマツソウ	85-250	S55.3.29 県告示 第243号
静閑淵	東牟婁郡 熊野川町鎌塚	(5.68) 5.68		(5.68) 5.68	V字谷、キイジョウロウホトトギス、ウナズキキボウシ、キヌユウギク	130	#
琴の滝	西牟婁郡すさみ町 南牟婁郡宇治川谷及び宇上戸川北側	3.60		3.60	滝、湧流、ヒノキ、ホンシヤクナゲ、コバンモチ、ハマゼンダン、ヒロハコンロンカ	100-300	#
合計		(8.28) 297.47	31.92	(8.28) 329.39			

面積表の( )内は、野生動植物保護地区( )の面積を示す

#### 特定民有地買上げ制度

自然公園内において、その地域に所在する民有地のうち、特に自然環境を保全することが必要な土地について買上げることにより、その保全に努めています。

## 2 生物の多様性の保全

現状  
status quo

植生として、スギ、ヒノキの植林による人工林が多い中で、ウバメガシ群落やシイ・カシ萌芽林などの暖温帯に生育する群落が主となっています。また、1,000m級の大塔山系や護摩壇山山頂周辺では冷温帯に属するブナ、ミズナラなどの落葉広葉樹林も見られます。野生鳥獣の生息状況は、気候・地形等により種類は豊富で生息数も多く見られます。

鳥類については、留鳥、渡り鳥などの種類や生息数が多く、山地、農地、人家の周辺等広い範囲に分布しています。哺乳類は、クマ、シカ、サルの大型獣をはじめ、天然記念物であるヤマネやニホンカモシカの存在が確認されています。

取組  
tackling

#### 第9次鳥獣保護事業計画(改定版)の実施

鳥獣の保護繁殖を目的とする事業を実施するため、環境大臣が定める基準に従って、平成15年4月16日から平成19年3月31日までを期間とする鳥獣保護事業計画を定めたものです。

この計画内容は、野生鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣の保護繁殖、生息環境の保護を推進するための鳥獣保護区・特別保護地区・休猟区の指定、有害鳥獣捕獲に係る許可基準、鳥獣の生息状況に係る諸調査、特定鳥獣保護管理計画の策定、鳥獣保護事業の啓発、及び銃猟禁止区域・鉛製散弾使用禁止区域の指定等です。

#### 鳥獣保護区等面積及び箇所数の計画期間中の増減状況

	既存面積及び箇所数	新規及び区域拡大	廃止及び区域縮小	計
鳥獣保護区	33,129.8(101)	1,400.6(5)	30(1)	34,500.4(104)
同特別保護地区	1,050.4(9)	0(0)	0(0)	1,050.4(9)
休猟区	1,886.5(4)	320(1)	1,886.5(4)	320(1)
銃猟禁止区域	19,348.9(45)	61(2)	620(1)	18,789.9(46)
銃猟制限区域	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
鉛製散弾使用禁止区域	11.5(1)	0(0)	0(0)	11.5(1)

[単位:ha、( )内は箇所数]

#### 鳥獣保護対策

県内に鳥獣保護区等を指定することにより、狩猟の適正化を図るとともに、生息数の少ない鳥獣については、積極的な保護増殖を図っています。また、貴重な鳥獣の生息地については、特別保護地区に指定して重点的に保護管理を行っています。

#### 鳥獣保護区等の設置状況

(平成16年3月31日現在)

区分	鳥獣保護区等(特別保護地区)		休猟区		銃猟禁止区域	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
保護区概要	101 (9)	33,141.8ha (1,050.4)	2	689ha	48	19,429.9ha

(注)特別保護地区は、鳥獣保護区内に指定するので(内数)である。

#### 傷病鳥獣救護対策

病気や傷ついた野生鳥獣を指定の救護医や救護所で保護治療するにあたり、獣医師等の連携を図ることにより、機動的に傷病鳥獣の保護、収容及び介護を行っています。また、平成12年7月野上町国木原に鳥獣保護センターを開設し、救護された傷病鳥獣の治療や野生復帰までのリハビリ等を実施しています。



## 和歌山県サル保護管理計画の策定・実施

従来、ニホンザルの群が生息していなかった和歌山県北部において、移入種であるタイワンザルが野生化し、交雑が進んでいること、また農作物被害があることから、特定鳥獣保護管理計画を策定し、捕獲事業を行っています。

## 2 自然環境とのふれあいの推進



### 現状 status quo

本県は、紀伊山地の雄大な山並みをはじめ、大小多数の河川、海岸など様々な自然環境資源に恵まれています。こうしたなか、県下で14の自然公園が指定され、多くの人々が県内外から訪れ、すぐれた自然に親しんでいます。自然公園が県土に占める面積割合は約9%となっており、自然環境を保全する上で重要な役割を果たすとともに、多くの県民がこれらの自然公園を訪れていることから、観光資源として、またレクリエーションの場、身近な自然体験の場としても大きな役割を担っています。

### 取組 tackling

#### 自然公園の施設整備

優れた自然環境を有する自然公園において、自然とのふれあいを求める住民のニーズに応え、安全で快適な自然体験の場を提供するため、その自然環境の保全に配慮しながら、園地、野営場、公衆トイレ、長距離自然歩道などの整備を進めています。

#### 自然公園の保護・管理

自然公園に関して、その優れた自然景観の保護を図るため、行為を規制する必要性の程度に応じて、公園区域及び公園計画(保護規制計画)を定めています。管理体制については、県環境生活総務課、各振興局県民行政部及び各市町村の担当課室が協力して、その保護・管理に努めるとともに、国立公園については、これらの行政機関に加え、環境省近畿地区自然保護事務所及び同熊野支所が保護管理事務を行っています。

#### 近畿自然歩道

環境省では、国民が広く自然や史跡などを訪ねることにより、健全な心身を育成し自然保護に対する理解を深めることを目的として、自然公園や文化財などを有機的に結ぶ全国長距離自然歩道網の整備計画を進めています。県内でも、平成9年度に、近畿自然歩道の路線及び整備計画(路線延長約510km:53コース)の決定がされ、近畿自然歩道整備計画に基づき、長距離自然歩道やその付帯施設として、駐車場、公衆トイレなどの利用施設の整備を進めています。

#### 平成15年度近畿自然歩道施設整備状況

コース名	市町村名	整備内容
熊楠ゆかりの一本杉を訪ねるみちほか	中辺路町ほか	案内板、道標
安居辻松峠越えのみち	白浜町	公衆トイレ
クジラの町太地を訪ねるみち	太地町	法面補強
小雲取越えのみち	本宮町	公衆トイレ

#### 温泉の保護と利用

温泉は、医学的にもその効用が高く評価され、豊かな自然と相まって古くから人々の保健、休養に大きな役割を果たしています。本県は全国有数の温泉県であります。温泉源は限りある自然資源であることから、温泉法に基づき温泉の保護と適正な利用を推進するとともに、昭和48年度から5ヶ年計画で主要温泉地の学術調査を実施し、この調査結果をもとに温泉保護対策実施要綱をまとめ、現在、それに基づき保護対策を実施しているところです。



湯の峰温泉つば湯(本宮町)

#### かしの木バンク

子供達に、カシヤシイ、クヌギなどのどんぐりを集めてもらい、それを100個貯金することにより、一本の苗木を払い戻す「かしの木バンク」を実施しています。払い戻された苗木は地域の緑化に役立ててもらいます。

## 3 豊かな生活空間の 保全と創造



### 1 まちの緑や水辺、 美しい景観の保全と創造

現状  
status quo

まちの緑や水辺は私たちの生活にうおいとやすらぎを、また、まち並みや地域の美しい景観は人の心をなごませ、地域の個性を生み出します。近年は、都市公園や緑地の整備などにより新たな緑が創り出されている一方で、市街地のスプロール化現象などにより、里山などの周辺の緑が失われつつあります。都市内の河川や沿岸域は、水質の汚濁やコンクリート護岸の建設などにより住民からは遠い存在となっていました。親水性の向上や水質の改善などにより、再び生活空間の一部としての役割を果たしつつあります。まちの景観は道路、建物、河川など様々な構成要素により成立っていますが、それらの整備にあたっては、景観に配慮されたものが増えてきています。

取組  
tackling

#### 都市公園の整備

都市公園は、都市の緑化・公害の緩和・災害時の避難場所の提供等の都市環境の改善、またスポーツ・レクリエーションの場として、都市住民の健康な心身の維持・形成に寄与し、自然とのふれあいを通じて豊かな情操を育成することを目的として整備が行われてきました。

また、「都市公園等整備緊急措置法」に基づき、都市公園整備7ヶ年計画を策定し、計画的な整備を推進しています。平成15年度においては、6市町6公園の整備が行われましたが、平成15年度末現在、都市公園面積は577.28ha、住民1人当たりの都市公園面積は6.42㎡であり、今後とも計画的、積極的な整備を推進する必要があると考えています。

#### 電線共同溝整備事業

安全で快適な通行空間を確保し、都市景観の向上を目指すとともに、台風や地震といった災害による事故の防止や情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、現在、電線の地中化事業を推進しています。平成10年度までは、主に大規模商業地域を対象に実施してきましたが、平成11年度からは、中規模商業系地域や住居地域へ対象を拡大するなど積極的に事業を推進しています。

#### 和歌川河川環境整備事業

和歌山市内の河川における水環境を改善するため、底泥浚渫、浄化用水導入、下水道整備等を、国、県、市が協力して実施するとともに、地域の美化活動等により、総合的な取組を実施しています。この一環として、和歌川における水質浄化を目的として、平成10年度から16年度までの間で、市堀川分派点から和歌川堰上流までの延長3,585mの浚渫事業を行います。

#### 和歌山流「多自然型川づくり」の推進

新たな「紀州流」の技術を確立し、和歌山にふさわしい河川環境を整備、保全して人間だけでなく生物にも快適な川づくりを推進しています。

#### 農村活性化住環境整備事業

快適でうるおいのある住環境を形成するため、ほ場整備により非農地を創出し、住宅需要を図り、併せて緑地空間、水辺空間等の生活環境を総合的に整備しています。

### 2 歴史的・文化的資源の保全

現状  
status quo

本県は、古くから国内外の交流や信仰の場として長い歴史を持ち、その中で優れた独自の文化を創り上げ、貴重な文化財や伝統を今日に伝えてきました。また、本県は、国指定の文化財の数が全国第7位に位置する有数の文化財保有県であると同時に、高野山町石道や熊野参詣道などの古道や湯浅町湯浅などの古い町並みなど地域の特色となる歴史的遺産にも恵まれており、これらの歴史的・文化的資源は、県民の心のゆとりや地域への愛着を育んでいます。県内に所在する文化財は、国指定が434件、国登録が55件、県指定が497件(平成16年4月1日現在)、市町村指定が1,170件(平成13年5月1日現在)となっています。

取組  
tackling

#### 指定文化財の管理

文化財保護指導員制度を設け各市町村に委員を設置し、文化財の愛護思想の普及・啓発を図るとともに、指定文化財等の定期的なパトロールを実施し、現状の把握に努めています。



### 文化財の保護

文化財を適正に次の世代に守り伝えるため、建造物の保存修理・記念物の保存修理と整備等を計画的に実施するとともに、各種の調査を実施し未指定文化財の発掘に努めています。また、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群いわゆる「町並み」については、湯浅町湯浅の調査を実施し、その保存地区設定に向けて作業を進めています。



黒江の町並み

### 文化財保護育成事業

県内に所在する国・県指定文化財及び埋蔵文化財の保護と活用を図るために実施される文化財保存事業に対して助成を行っています。

平成15年度は、建造物の保存修理6件、防災施設3件、美術工芸品の保存修理1件、記念物関係(史跡・名勝・天然記念物)6件、埋蔵文化財の発掘調査6件について補助を行いました。

### 歴史的景観の復元創出

寺院跡、古墳などの国・県指定史跡に対して、発掘調査を実施し、歴史的資料として活用できるよう復元整備を進めています。整備にあたっては、歴史的公園としての側面を重視し、植栽を行うなど自然環境の創造にも努めています。

### 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、紀伊山地に形成された山岳霊場「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」に加え、これらを結ぶ参詣道「大峯奥駈道」、「熊野参詣道(中辺路・小辺路・大辺路・伊勢路)」、「高野山町石道」から構成されています。

また、周辺の山、森、川、滝、温泉など信仰の山に密接に関連する要素や、田園、町並など人の生活文化が形成した景観要素も「文化的景観」として、その構成に含まれています。

「紀伊山地の霊場と参詣道」がユネスコ世界遺産として登録されたことから、世界遺産条約(「世界と文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」)に基づき、人類のかけがえのない財産として、より一層の保全への取組が求められます。

資産(霊場及び参詣道)は、文化財保護法に基づき現状の保全を図るとともに、その周辺についても、自然公園法、森林法、市町村景観条例等の法令により良好な環境を保持します。また、

地域住民や民間団体、来訪者等との連携・協働を図りながら、資産の保全、周辺森林の整備、町並の修景等、必要な施策を積極的に推進していきます。



高野山山王院本殿



熊野速玉大社のナギ

丹生官省符神社本殿



神倉神社の石段

## 1 大気環境の保全



現状  
status quo

大気汚染とは、工場・事業場における事業活動に伴って発生するばい煙や自動車などから排出される汚染物質及び光化学オキシダントなどの二次汚染物質によって空気が汚れ、人の健康や生活環境に悪い影響を与えるような状態をいいます。大気汚染の原因となる物質には、二酸化いおう、窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、粉じん、光化学オキシダント、炭化水素などがあります。

### 【環境基準】

大気汚染物質は、主に呼吸器系への影響を与え、濃度によっては人の健康を損なうことがあります。そのため環境基本法により、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの9物質について環境基準が定められています。また、光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針が定められています。

### 〔大気汚染に係る環境基準〕

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/ml以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/ml以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。
物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	
環境上の条件	年平均値が0.003mg/mlであること。	年平均値が0.2mg/ml以下であること。	年平均値が0.2mg/ml以下であること。	年平均値が0.15mg/ml以下であること。	
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法	

### 大気汚染物質別の状況

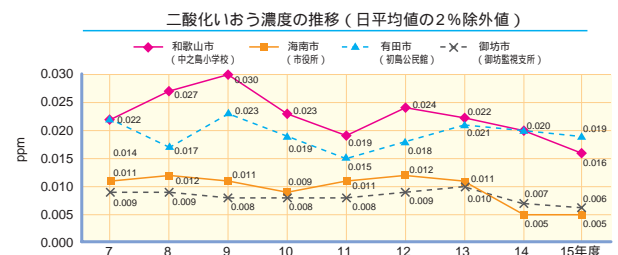
平成15年度の大気常時測定局における測定結果は、前年度と比べて各地点ともほぼ横ばいの傾向で推移し、おおむね良好な大気環境が保たれています。主な汚染物質である二酸化

化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素については、すべての測定局において環境基準値に適合しています。

また、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準値を超えた時間があります。

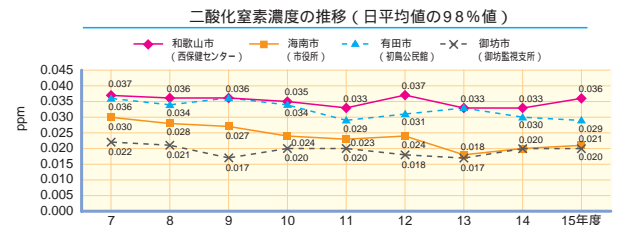
### 〔二酸化いおう〕

二酸化いおうは、いおう酸化物(SO<sub>x</sub>)のひとつであり、石油類や石炭、木材等に含まれるいおうが燃焼時に大気中の酸素と化合して発生します。また、自然要因による発生もあります。



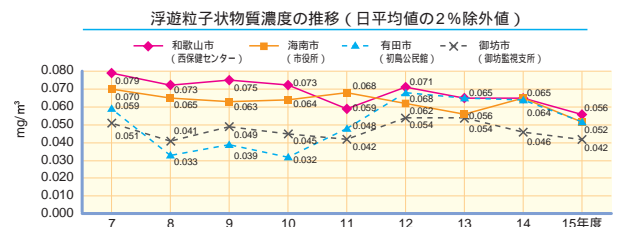
### 〔二酸化窒素〕

二酸化窒素は、窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)のひとつであり、燃焼時に燃料中に含まれる窒素や大気中の窒素が酸素と化合して発生します。



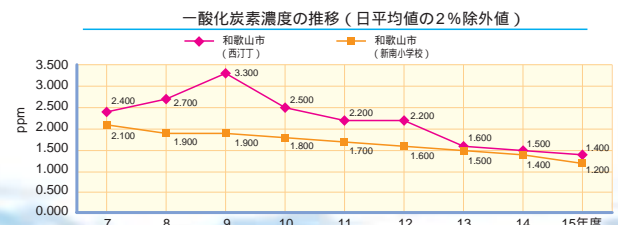
### 〔浮遊粒子状物質〕

浮遊粒子状物質は、大気中を浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10ミクロン以下のものをいいます。産業活動、自動車等の排出ガスによるほか、土ほこりや火山活動などの自然現象によっても発生します。



### 〔一酸化炭素〕

一酸化炭素は、燃料等の不完全燃焼によって発生するもので、主な発生源は自動車の排出ガスです。





〔光化学オキシダント(スモッグ)〕

工場・事業場や自動車などから排出された窒素化合物や炭化水素などは、太陽からの光(紫外線)によって光化学反応を起こして、オゾン、PAN(パ-オキシアセチルナイトレート)、過酸化水素などの酸化性の物質を生成します。オキシダントとは、これらの二次汚染物質の総称をいい、高濃度になると目や喉を刺激したり、農作物に被害を及ぼしたりします。気温が高く、風が弱いなどの気象条件の時に、オキシダントが地上低くよんで視界がかすんだように見える現象が光化学オキシダント(スモッグ)です。

酸性雨の現状

酸性雨は、主に化石燃料の燃焼に伴い発生する硫酸化合物や窒素酸化物などが、大気中で雨水等に取り込まれて生じる酸性の強い雨のことで、欧米では、湖沼等が酸性化し生物が棲めなくなったり、森林が枯れるといった影響や、歴史的建造物等の腐食等の被害が報告されています。

酸性雨の監視は、平成6年度から国の委託を受けて国設潮岬測定局において調査を行っています。



工場・事業場の指導

大気汚染を防止するために、工場・事業場からの大気汚染物質の排出に関して、大気汚染防止法や県公害防止条例に基づき、排出濃度の規制や指導を行っています。

大気汚染常時監視

大気環境の汚染状況を把握するため、和歌山市、海南市等5市9町における一般環境大気常時測定局で、各市町の協力を得ながら、テレメーターシステムによる常時監視を行っています。

環境測定車による大気調査

平成12年12月に新型環境測定車「ブルースカイ21」を導入しました。これは旧型の「ブルースカイ号」に比べ小型化されたため、環境への負担を軽減しています。この測定車により常時測定局を設置していない地域を中心に、一般環境大気調査、自動車排出ガス等による環境大気調査を実施しています。



環境測定車「ブルースカイ21」

発生源常時監視

固定発生源においては、特定の企業に煙道テレメーターを配備し、いおう酸化物や窒素酸化物の排出量を把握し、協定値の順守状況の確認を行っています。

光化学オキシダント緊急時対策

光化学オキシダント(スモッグ)による被害を未然に防止するため、「光化学オキシダント(スモッグ)緊急時対策実施要領」に基づき、県下13測定局においてオキシダント濃度の常時監視を行っており、緊急時には住民等への周知及び対象工場・事業場に対する燃料使用量の削減要請等必要な措置をとることになっています。

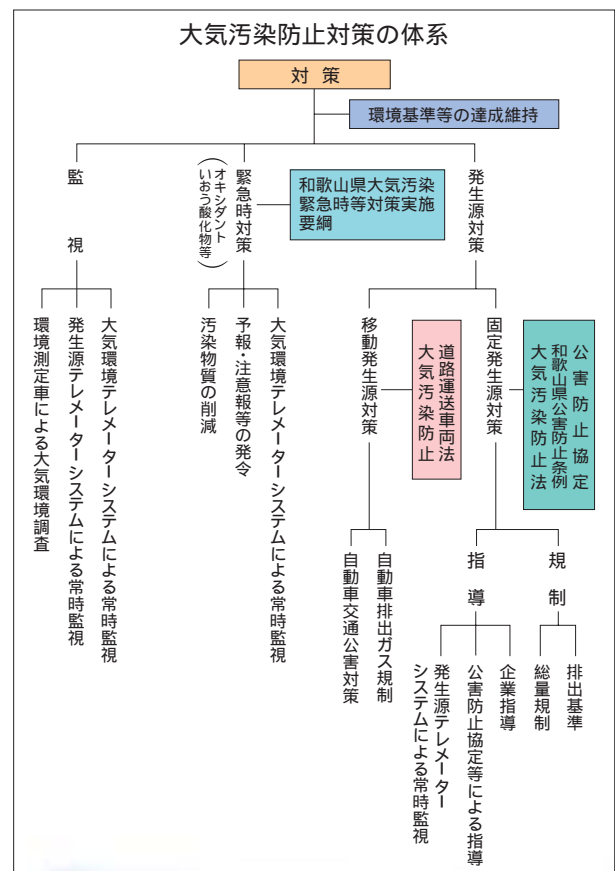
「環境にやさしい自動車」の導入推進

低公害車及び一定の排出基準や燃費基準等満たす自動車を「環境に優しい自動車」として、その導入の促進及び啓発に努めています。平成14年度に定めた「グリーン購入の方針」に自動車も位置づけ低公害車の導入に努めています。

アイドリングストップ運動

アイドリングストップ運動は大気汚染や騒音、悪臭の防止など、「自動車による公害防止」の観点から取り組まれてきましたが、近年、地球温暖化防止の観点から推進していく必要があります。

平成15年度は、アイドリングストップ啓発用ポスターを作成し、関係機関に配布しました。





## 2 水環境の保全

現状  
status quo

水質汚濁とは、工場・事業場、家庭等から排出される污水によって河川や海域の水質が悪化したり水底の土砂が汚染される現象をいいます。一般に、河川や海域には汚れをきれいに自然の働きがありますが、汚れがひどくなるにつれて、この自浄作用が働かなくなります。水質汚濁が進行すると農業や漁業等に被害をもたらすばかりではなく、人の健康にまで影響を及ぼす場合があります。



### 【環境基準】

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目(健康項目)と生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)について定められています。健康項目に関する環境基準は、全ての公共用水域に一律に適用され、かつ、直ちに達成・維持されるよう努めるものとされています。一方、生活環境項目に関する環境基準は、公共用水域について利水目的に応じて水域類型が指定され、それぞれの水域類型ごとに基準値及び達成期間が設定されています。

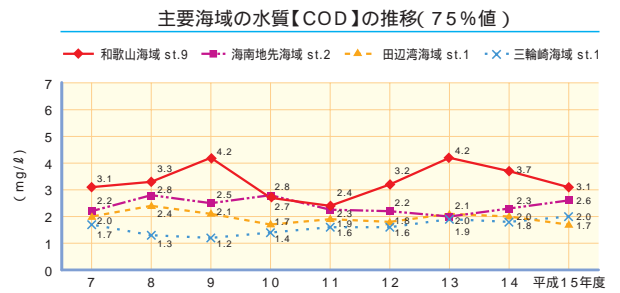
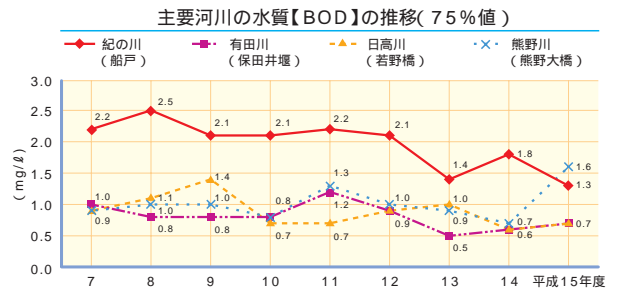
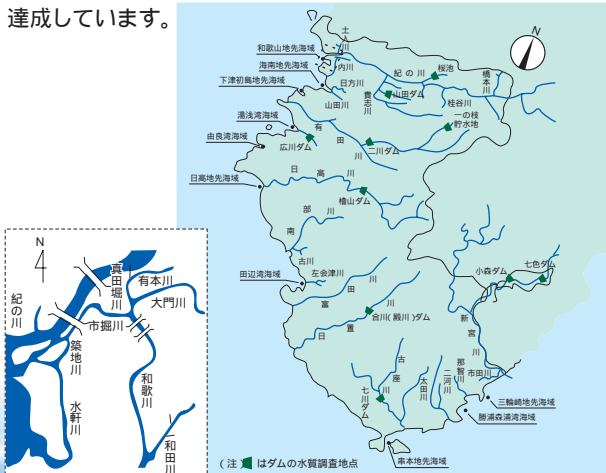
### 公共用水域の監視状況

平成15年度は、県が河川17水域(56測定点)、海域9水域(55測定点)、和歌山市が河川2水域(18測定点)、海域2水域(19測定点)で水質の常時監視を行いました。

生活環境項目については、河川の有機汚濁の代表的指標であるBODについては、34環境基準点のうち29地点で環境基準を達成しており、その達成率は85%となっています。

海域の有機汚濁の代表的指標であるCODについては、環境基準の類型をあてはめている水域の環境基準達成状況は36環境基準点のうち35地点で環境基準を達成しており、その達成率は97%となっています。

また、水の富栄養化を表す指標である全窒素・全りんについて環境基準の類型をあてはめている5水域全てで環境基準を達成しています。



### 地下水の監視状況

平成15年度は、国土交通省近畿地方整備局で1地点、県で100地点、和歌山市で30地点について水質調査(概況調査)を行いました。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の項目について、県の調査地点で7地点、和歌山市の調査地点で3地点、砒素について、和歌山市の調査地点で1地点、ふっ素について、県の調査地点で1地点が、それぞれ環境基準を超過しました。

### 工場・事業場の監視状況

水質汚濁防止法に基づく届出及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき許可している工場・事業場数は、平成15年度末現在3,679です。これらの工場・事業場に対し、立入調査を適宜実施し、排水基準適合状況の監視を行うとともに、届出等の内容の確認を行っています。

### 下水道の整備状況

下水道は、雨水の浸水を防ぎ、周辺の環境を改善し、生活環境の向上・公共用水域の水質保全などさまざまな役目をはたす重要な基幹的施設です。

県においても積極的に整備推進を図っており、平成14年度末における本県の下水道の処理人口普及率は12%です。

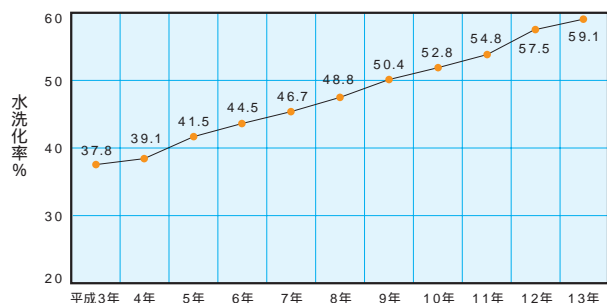
また、市街地、農山漁村を問わず効率的な整備を行うため、県下全市町村を対象に汚水処理施設の整備区域や整備手法を定めたマスタープランともいえる「和歌山県全県域汚水適正処理構想」を平成14年度に見直しを行い、市町村の汚水処理事業の円滑な推進を図っています。

### 浄化槽による生活排水の処理状況

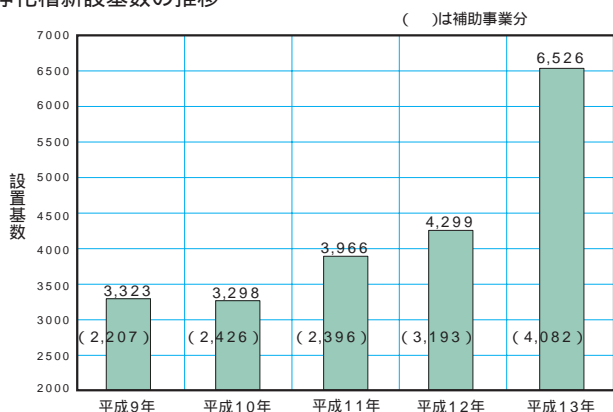
県下の水洗化人口は、平成13年度末で、644,848人で水洗化率は59.1%となっており、そのうち浄化槽の普及によるものが89.6%を占め県民の生活水準の向上に伴い着実に伸びています。

特に、し尿と生活雑排水を併せて処理し、高度な能力を有する浄化槽は、平成13年度末現在39,175基設置されており、処理人口は183,073人となっています。

### 便所の水洗化率の推移



### 浄化槽新設基数の推移



### 取組 tackling

#### 公共用水域及び地下水の監視

公共用水域及び地下水の水質に係る環境基準の達成状況を把握するため、水質汚濁防止法に基づく「公共用水域及び地下水の水質測定計画」により常時監視を実施しています。また河川・海域の底質調査、ダム貯水池等の水質調査を行っています。

#### 工場・事業場の監視指導

「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「和歌山県公害防止条例」の適用工場・事業場に立入調査を行い、排水基準等の適合状況の監視を行うとともに、特定施設や排水処理施設の維持管理の徹底を指導しています。また、排水量50m<sup>3</sup>/日未満の排水基準適用外の事業場に対しても、必要に応じ「小規模事業場等未規制汚濁源に対する指導指針」(昭和63年作成)に基づき指導を行います。



工場立入調査の様子

#### 海水浴場等の水質調査

海水浴場等の水質の現状を把握し、住民の利用に資するため水質調査を行いその結果を公表しています。

#### 生活排水対策

公共用水域の水質汚濁の主な原因の一つとして、台所排水などの生活排水があげられます。生活排水の処理については、下水道、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、浄化槽等の施設整備が重要ですが、県民一人ひとりがこの問題を自覚し、日常生活の中で心配りや工夫を行うことによって汚濁軽減を図ることも大切であり、水生生物調査、紀の国の名水及び生活排水啓発パンフレットの配布等を通じて水環境保全意識の啓発を図っています。



紀の国の名水(滝の拝)

#### 瀬戸内海の環境保全に関する和歌山県計画

瀬戸内海環境保全特別措置法第4条の規定に基づく瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について昭和56年に計画を定め、平成14年7月に改訂しました。計画には、趣旨、目標及び目標達成のため講ずる施策等を定めており、これらに基づき各種事業の推進を図っています。

#### 環境技術対策事業

工業排水の窒素・磷規制に対応するため、窒素・磷除去技術の開発研究を実施するとともに、食品・染色工場における産業廃棄物削減の研究を行っています。

#### 漁業公害防止対策事業

漁業公害に対処するため、調査船等による漁業環境の監視及び調査指導を行うとともに、沿岸海域において発生する赤潮に関する情報を把握し、漁業者に通報及び指導を実施しました。また、二枚貝のアサリ及びヒオウギについて毒化の監視を行っています。



## 3 騒音・振動・悪臭 公害対策の推進



### 1 騒音公害対策の推進

現状  
status quo

騒音は、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、感覚公害と呼ばれています。また、騒音の発生形態としては、工場・事業場、建設作業、交通機関、飲食店の深夜のカラオケ等多種多様で、例年、騒音に関する苦情は、公害に関する苦情の中でも最も高い割合を占めています。

[ 騒音の大きさの例 ]

120dB	飛行機のエンジンの近く
110dB	自動車の警笛（前方2m）
100dB	電車が通る時のガードの下
90dB	大声による独唱 騒々しい工場の中
80dB	地下鉄の車内
70dB	電話のベル 騒々しい街頭 騒々しい事務所の中
60dB	静かな乗用車 普通の会話
50dB	静かな事務所
40dB	図書館 静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜 ささやき声
20dB	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音(前方1m)

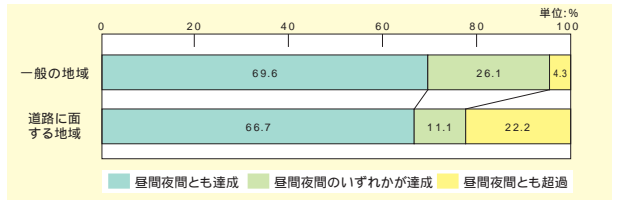
#### 工場・事業場の騒音

工場等において発生する騒音については、県条例に基づく届出工場及び公害防止協定工場に対し、随時立入調査を実施し、規制基準の適合状況等の確認を行うとともに必要な指導を行っています。平成15年度は、約8割の工場等で排出基準に適合していました。

#### 環境騒音

新環境基準が施行されたことに伴い、和歌山市、海南市における騒音に係る環境基準の類型指定を行っている地域を対象に達成状況の調査を実施しています。平成15年度は、和歌山市及び海南市が調査を実施しており、測定地点における環境基準の達成率は一般地域（道路に面する地域以外の地域）、道路に面する地域とも若干低くなっています。また、地理情報システム（GIS）を構築し、道路沿道の住居等を面的評価により推定した結果、全体で85%前後の達成率となっています。

和歌山市、海南市における騒音に係る環境基準達成状況(平成15年度)



#### 自動車騒音

自動車騒音については、道路沿線地域住民の生活環境に相当程度の影響がみられることから、自動車騒音の実態把握を行っています。

#### 航空機騒音

##### ア 南紀白浜空港

空港周辺地域は、航空機騒音に係る環境基準の類型指定は行われていませんが、航空機騒音の影響を把握するため、毎年調査を実施しており、平成15年度は安久川漁民集会所及び白浜町役場において実施し、いずれも環境基準を下回っていました。

##### イ 関西国際空港

騒音の影響を把握するため、県・市が「関西国際空港の環境監視計画」を策定し、飛行経路に最も近接する市立少年自然の家(和歌山市加太)、休暇村紀州加太(同市深山)及び久志集会所(日高町久志)において、航空機騒音の監視を行っており、調査の結果、環境基準を下回っていました。

取組  
tackling

騒音の対策としては、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、吉備町及び白浜町の7市2町に騒音規制法の地域指定を行うとともに、公害防止条例の一部を同市・町長が処理し、規制を図っています。その他の町村に対しては、県公害防止条例に基づき工場・事業場及び特定建設作業の監視と指導に努めており、今後、都市計画法の用途地域の設定状況に併せて騒音規制法の地域指定の拡大を図っていきます。

### 2 振動公害対策の推進

現状  
status quo

振動は、騒音と同様感覚的公害であり、発生形態としては、工場・事業場、建設作業、交通機関等多種多様であり、中には物的被害が生じる場合もあります。

[ 振動の大きさの目安 ]

デシベル	気象庁による震度階級(1949年)	
90	中震 (震度4)	家屋の振動が激しく、器内の水はあふれ出る。歩いている人にも感じられる。
80	弱震 (震度3)	家屋がゆれて戸がガタガタ鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れる。
70	軽震 (震度2)	大勢の人に感じる程度の地震で戸がわずかに動くのがわかる。
60	微震 (震度1)	静止している人や特に注意深い人だけに感じる。
50	無感 (震度0)	人体に感じないで、地震計に記録される程度の地震。
40		



### 工場・事業場の振動

工場等において発生する振動については、県条例に基づく届け出工場を中心に、随時立入調査を実施し、規制基準の適合状況の確認を行なうとともに、必要な指導を行っています。平成15年度はすべての工場等が排出基準に適合していました。

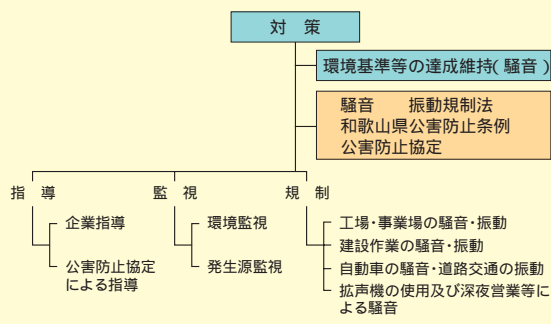
### 道路交通振動

道路交通振動は騒音と同様、主要道路の沿線地域において住民の生活環境に影響を及ぼしていることから、振動規制法の指定地域を中心に実態把握を行っています。調査の結果、全ての地点において要請限度値に適合していました。

### 取組 tackling

振動の対策として、騒音と同様に和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、吉備町及び白浜町の7市2町に振動規制法の地域指定を行うとともに、県公害防止条例の一部を同市・町長が処理し、規制を図っています。その他の町村に対しては、県公害防止条例に基づき工場・事業場及び特定建設作業の監視と指導に努めており、今後、都市計画法の用途地域の設定状況に併せて振動規制法の地域指定の拡大を図るとともに、道路沿線地域においては、自動車振動の発生状況についての実態把握と監視を実施していきます。

騒音・振動防止対策の体系



## 3 悪臭公害対策の推進

### 現状 status quo

悪臭は、感覚的な公害であり、感受性についても個人差が著しく、また、悪臭に対する順応性もみられることから、悪臭を客観的に評価することが困難となっています。悪臭の発生源としては、肥料製造工場、化学工場、食品製造工場、畜産業の他、最近特に野外焼却に伴うものが増加しています。悪臭防止法では、アンモニア等22物質を悪臭物質として定めています。

### 取組 tackling

悪臭の対策としては、和歌山市、海南市、有田市及び下津町の3市1町に悪臭防止法の地域指定を行うとともに、その他の市町村に対しては、県公害防止条例に基づき工場・事業場の監視と指導に努めています。一方、悪臭苦情には、複数の悪臭物質により、人の嗅覚に強く感じられる複合臭による苦情も多くみられることから、臭気指数(嗅覚測定法)規制の導入に向けて検討を行っています。

## 4 土壌環境の保全

### 現状 status quo

農用地の土壌汚染については、人の健康を損なう農畜産物が生産されたり、農作物などの育成が阻害されることを防止するため「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」が施行されています。そこではカドミウム、銅、ひ素について基準値を超えて汚染された農用地には客土等を行うこととしています。農用地以外のいわゆる市街地の土壌汚染については、近年全国レベルで工場跡地や研究機関跡地の再開発等に伴い有害物質の不適切な取扱、汚染物質の漏洩等による汚染が問題となっています。

### 重金属の自然賦存量調査結果

農耕地及び林地土壌について、昭和56年度に土壌群別の調査を行ないました。カドミウム、亜鉛、銅、鉛及びひ素はいずれも褐色森林土が高く、黄色土が低い値を示しました。また、平成11年度に地質年代別の土壌母材について調査を行いました。第四世紀層のマンガン及びニッケル、古第三世紀層のマンガンがやや高く、銅は地質年代別の差はありませんでした。

### 農用地土壌の重金属濃度の調査結果

平成11～12年度に紀北地域の水田及び樹園地土壌について銅、カドミウム、ひ素の調査を行いました。水田では0.1N塩酸抽出の銅は1.0～23.5ppm、1N塩酸抽出のひ素は0.0～4.7ppmと基準値を超える地点はありませんでした。0.1N塩酸抽出のカドミウムも0.05～0.43ppmと全国の非汚染水田土壌と同水準の値(日本土壌協会1984)でした。

樹園地においても、銅、カドミウム、ひ素ともに水田と同様低い値でした。

### 取組 tackling

土壌に関する環境基準は、現在カドミウム等計27項目が設定されています。また、土壌への有害物質の排出を規制するため、以下の法的規制措置等が講じられています。

法令名	規制内容
水質汚濁防止法	工場・事業場からの排水規制や有害物質を含む水の地下浸透禁止。
大気汚染防止法	工場・事業場からのばい煙の排出規制。
農薬取締法	土壌残留性農薬の規制。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処理確保のための規制。

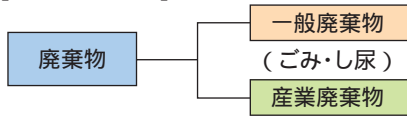
特に市街地等を対象として、土壌汚染の状況把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする土壌汚染対策法が、平成15年2月15日に施行されています。

## 5 循環を基調とする 廃棄物対策の推進

私たちの日常生活や経済活動による環境への負荷の一つとして廃棄物の発生があります。廃棄物による環境への負荷を低減するためには、廃棄物の発生を抑制するとともに再利用や再生利用を促進して、循環型社会の構築を目指すことが重要です。また平成12年度に制定された循環型社会形成推進基本法をはじめとする廃棄物リサイクル関連法では、国民、事業者、行政の役割が規定されています。循環型社会の構築のためには関係者が一体となって取組む必要があります。

県では、県内循環システムの構築を目指す「廃棄物処理計画」を策定し、取組を進めています。

### 【廃棄物の分類】



(事業活動に伴って発生する廃油・汚泥等20品目)

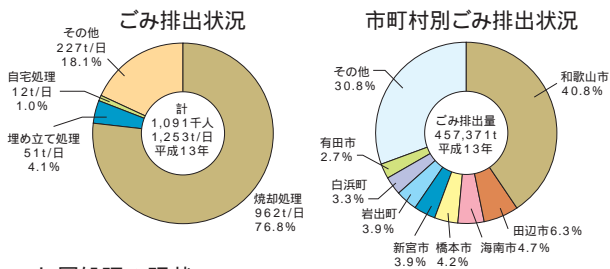
### 1 一般廃棄物対策の推進

現状  
status quo

#### ごみ処理の現状

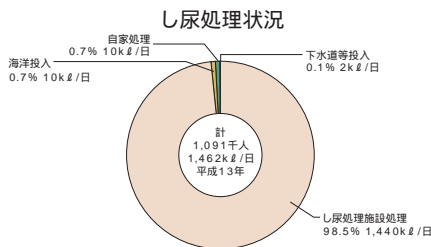
ごみの排出量は、平成9年度まではほぼ横ばいで推移し、平成10年度に増加し、その後は減少していましたが、平成13年度は457千tと前年度に比べ約1%の増加に転じました。

また、県民一人一日当たりのごみ排出量も、平成13年度は前年度より約1%の増加となっています。



#### し尿処理の現状

平成13年度におけるし尿の一日総排出量は1,462klであり、99%にあたる1,443kl(浄化槽汚泥を含む)が収集されています。また処理状況は、し尿処理施設による処理1,440kl/日(98.5%)、海洋投入10kl/日(0.7%)及び自家処理10kl/日(0.7%)、下水道投入2kl/日(0.1%)となっています。処理施設として、1市1村12一部事務組合で15施設が設置されており、その処理能力は1,583kl/日となっています。(平成16年4月現在)



取組  
tackling

#### 一般廃棄物適正処理対策

一般廃棄物の適正処理を促進するため、市町村に対して一般廃棄物処理計画の策定指導を行なっ

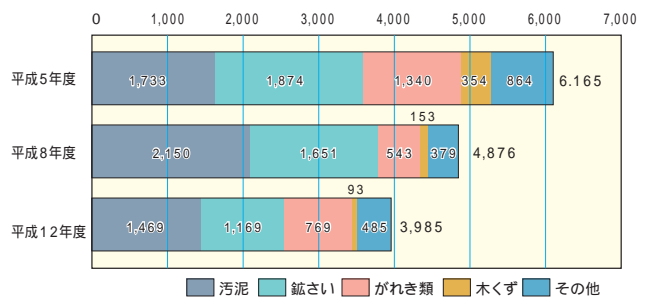
ています。また、ごみの減量化、リサイクルの推進を図りながら、ダイオキシン類の発生が少なく安定した燃焼が可能な全連続炉への転換、資源化施設最終処分場等についての広域的な整備を促進します。

## 2 産業廃棄物対策の推進

現状  
status quo

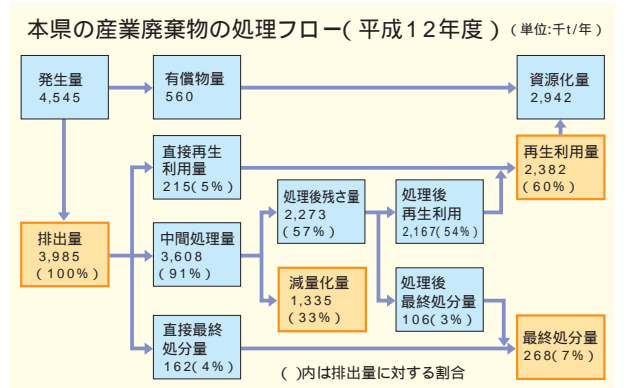
本県の産業廃棄物の発生量は、近年減少傾向にあります。これは、経済情勢が大きく影響していると考えられますが、一方では、事業者の発生抑制努力が進んできたためでもであると推測されます。

### 種類別の産業廃棄物排出量の推移



#### 産業廃棄物の処理処分量

排出量3,985千トンのうち、1,335千トンが中間処理により減量、2,382千トンが再生利用、268千トンが埋め立て処分されています。



#### 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可状況

平成15年度末現在の産業廃棄物処理業の許可件数は、県知事許可1,522件、和歌山市長許可1,110件となっています。

なお、県知事許可と和歌山市長許可をあわせ持っている業者もあります。また、産業廃棄物処理施設設置許可件数は150件です。

取組  
tackling

#### 産業廃棄物適正処理対策

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物処理計画」に基づき、排出事業者責任を原則として、製造工程等の改善による発生の抑制と、有効利用及び中間処理による減量化の促進を図るとともに、最終処分を必要とするものについては、生活環境の保全に支障のないよう監視・指導を行っています。また、平成9年から順次廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、規制基準等が強化されたことから、廃棄物処理業者や、産業廃棄物処理施設の設置者に対して、改正内容の周知を図るとともに、適正処理に関する指導・啓発を図っています。



### 産業廃棄物処理施設の確保

本県は、産業廃棄物を持ち込まない、持ち出さないことを基本方針としていますが、現実には県外処理に多くを依存しています。これは、県内に廃棄物処理施設が不足していることが主要な原因と考えられます。全国的に廃棄物処理施設の新規立地が進まない状況のもとで、将来も県外処理に依存できるかは不透明であることから、域内循環システムの構築を目指して、排出事業者責任の原則を踏まえ、市町村、事業者と産業廃棄物処理施設の確保について検討を進めています。

### ダイオキシン類等環境汚染対策事業

和歌山県橋本市における(株)日本工業所による産業廃棄物の不適正処理に起因するダイオキシン類問題は、汚染の原因である焼却炉及びダイオキシン類に汚染されていない仮置廃棄物(約8,000m<sup>3</sup>)の撤去等を平成12年度から13年度にかけて行政代執行により実施、また新たに発見された炉底堆積物混じりの土壌の無害化処理等を平成15年度に行政代執行により実施した。

なお、平成14年度からは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類に汚染された土壌の対策を開始し、平成15年10月に無害化処理、平成16年5月にコンクリートボックスへの封じ込め工が終わり、現在整地緑化工を行っている。

### 地域産業資源循環創出支援事業

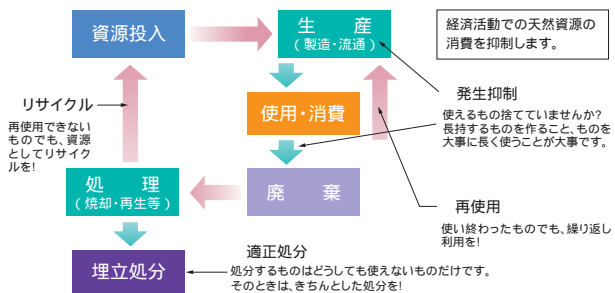
地場産業が抱えている廃棄物処理の課題解決に取り組む企業等の支援を行っています。

## 3 循環型社会の形成推進

**現状 status quo** 廃棄物の処理に関しては、最終処分場の残余年数の逼迫、不法投棄の増大等様々な問題が発生しており、深刻な状況となっています。もはや「排出された廃棄物を適正に処理する」という対応では限界があり、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会への転換が必要となっています。

循環型社会への取組み 私たちができる身近なことから実践しましょう。

- 1.何よりも「ごみ」を出さないこと
- 2.出してしまったごみは「できるだけ資源として使う」こと
- 3.どうしても使えないごみは「きちんと処分する」こと



**取組 tackling** 資源有効利用促進法 廃棄物の発生抑制、部品等の再使用、使用済み製品等の原材料としての再利用を総合的に推進することを目的に平成13年4月に施行されました。

製品の製造段階における3R(リデュース、リユース、リサイクル)対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別標示、製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築など、事業者として取り組むべき事項等が規定されています。この法律に基づき、平成15年10月以降に販売されているパソコンについては、販売時にリサイクル料金を徴収し、郵便

局を指定取引場所とした回収ルートにより、メーカーがリサイクルを行います。既販のパソコンについては、廃棄時にリサイクル料金を支払い、メーカーがリサイクルすることとなっています。

### 容器包装リサイクル法

ペットボトル、缶、びん等の容器包装は、各市町村、事業者等関係者がリサイクルに取り組んでいます。県では平成14年度に、平成15年度からの5ヶ年計画である第3期分別収集促進計画を策定しました。

### 家電リサイクル法

平成13年4月に施行され、使用済みのテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコンを消費者の費用負担により小売店が引取り、メーカーによるリサイクルが行われています。

平成15年度、県内の指定引取場所における引取台数は、7万2千台、環境監視パトロール等により回収した不法投棄台数は1,736台でした。

	指定引取場所引取台数		県内 不法投棄回収台数
	県内	全国	
平成13年度	6万4千台	855万台	1,100台
平成14年度	7万5千台	1,015万台	2,110台
平成15年度	7万2千台	1,046万台	1,736台

### 建設リサイクル法

ミンチ解体や不法投棄の防止を図るため、平成14年5月に施行され、特定建設資材(コンクリートがら・アスファルトがら・木くず)の適正な分別解体、再資源化等を工業者に義務付けています。平成15年度には届出(民間工事)が1,450件、通知(公共工事)が2,315件出されています。平成22年度の再資源化等率95%、県公共工事においては、平成17年度までに再資源化等率100%を目指します。

### 自動車リサイクル法

自動車製造業者、使用済自動車の引取業者、フロン回収業者、解体業、破砕業、自動車所有者等、各関係者の役割分担を明確にし、使用済み自動車のリサイクル及び適正処理を図ることを目的に平成14年7月に公布されました。平成16年7月から解体業・破砕業の許可等が施行され、平成17年1月から全面的に法が施行されます。

対象となる自動車は、トラック・バス等の大型車や商用車を含む全ての種類の4輪自動車で、自動車所有者はリサイクル料金の負担が規定されています。

県では法の円滑施行に向けて、関係者に対して啓発を図るとともに、各種の準備を進めています。

### 食品リサイクル法

食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料としてリサイクルを図ることを目的に、平成13年5月に施行されました。食品関連事業者などが取り組むべき事項等について規定されています。

### リサイクル製品の利用促進

資源循環を推進し、環境産業を育成するため、平成15年4月に和歌山県リサイクル製品認定制度を創設し、平成15年度に59社122製品を認定しました。リサイクル製品の優先利用に務め、製品の普及・広報を行っていきます。



## ⑥ 化学物質による 環境汚染の未然防止

現状  
status quo

私たちの身の回りには、プラスチック、塗料、合成洗剤、殺虫剤、化粧品、農薬など多くの製品が溢れています。これらは全て様々な化学物質により作られており、今日化学物質は私たちの生活になくてはならないものになっています。しかし、このように有用な化学物質についても、その製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行われなかったり、事故が起こると深刻な環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響をもたらすおそれがあります。そのため、平成12年1月ダイオキシン類対策特別措置法が施行され、また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律により、PRTR制度の整備や事業者が化学物質の性状及び取扱いに関する情報(MSDS)を提供する仕組みが導入されるなど化学物質に関する環境保全対策が進められています。

### ダイオキシン類による環境汚染調査結果

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による大気、水質、水底の底質、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(環境基準)が設定されています。

平成15年度は大気19地点、公共用水域59地点、地下水29地点、土壌111地点で調査を実施しました。大気、地下水、土壌については、全ての地点で環境基準を満足していました。

公共用水域水質については、和歌山市域1地点、海南市域2地点で環境基準を超過していましたが、底質については全ての地点で環境基準を満足していました。

### ダイオキシン類に係る環境調査結果(平成15年度)

調査対象	区分	測定地点数	測定結果			環境基準	濃度単位
			平均値	最小値	最大値		
大気		19	0.041	0.012	0.12	0.6	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
水質	河川	26	0.40	0.066	1.7	1	pg-TEQ/ℓ
	海域	33	0.14	0.028	1.3		
底質	河川	24	12	0.14	120	150	pg-TEQ/g
	海域	33	11	0.26	110		
地下水		29	0.068	0.021	0.16	1	pg-TEQ/ℓ
土壌	一般地域	41	1.4	0.011	9.4	1000	pg-TEQ/g
	周辺地域	70	4.4	0.0025	43		

### 外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)に関する調査結果

平成15年度は、三輪崎海域、田辺海域及び下津初島海域の3地点において調査を実施しました。

水質については、PCB、トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物が検出されました。うち、トリブチルスズ化合物は3海域とも検出されました。

底質については、PCB、トリブチルスズ化合物、トリフェニルスズ化合物、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル及びベンゾ(a)ピレンが検出されました。うち、PCB及びトリブチルスズ化合物は3海域とも検出されました。

### 外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)調査対象物質一覧

物質名	用途等	物質名	用途等
ポリ塩化ビフェニール類	熱媒体、電気製品等	ビスフェノールA	ポリカーボネート樹脂の原料
ヘノミル(カルベンダジム)	殺菌剤	フタル酸ジクロヘキシル	プラスチックの可塑性
トリブチルスズ	船底塗料、漁網の防汚剤	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑性
トリフェニルスズ	船底塗料、漁網の防汚剤	フタル酸ジ-n-ブチル	プラスチックの可塑性
ノニルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物	ベンゾ(a)ピレン	非意図的生成物
4-t-オクチルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物	ベンゾフェノン	医薬品合成原料
4-n-オクチルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物	オクタクロロステレン	有機塩素系化合物の副生成物
4-t-ブチルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物	17-β-エストラジオール	人畜由来ホルモン
4-n-ブチルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物		

取組  
tackling

ダイオキシン類による環境汚染防止対策  
ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、ダイオキシン類による環境及び健康への影響を防止するため、次の対策を推進します。

#### ア ダイオキシン類濃度の実態把握

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、「和歌山県ダイオキシン類常時監視実施計画」を策定し、平成12年度から平成16年度までの5年間で、大気、公共用水域、地下水及び土壌について県内の実態を把握します。

#### イ 排出源監視の実施

特定施設設置者からの測定結果報告等により、排出基準の適合状況を確認し、必要に応じて特定事業場への立入調査を実施します。

#### ウ 的確な情報提供と啓発

県民に対し、ダイオキシン類対策の取組状況、調査結果などの情報提供に努めるとともに、ダイオキシン類に関する正しい知識の普及を図ります。

#### エ 県民、事業者、市町村との協働、連携

県民、事業者、行政がダイオキシン類削減のため、それぞれの果たすべき役割のもとに連携するとともに、県、市町村の行政機関相互においても連携を図り、具体的な取組を協働して実施していきます。

#### オ ダイオキシン類対策推進体制等

「ダイオキシン類対策庁内連絡会議」を設置し、ダイオキシン類の総合的な対策を推進するとともに、その実施状況等を評価・検証し、進行管理を行います。

また、学識経験者等を委員とした「ダイオキシン類対策検討委員会」を設置し、常時監視結果やダイオキシン類対策等の評価・検討を行い、知事に必要な助言を行います。

#### 化学物質調査の実施

環境中の挙動や健康・生態系への影響が未解明な化学物質について、県においても国などの調査結果、分析方法等の情報を収集するとともに、分析方法が示された物質で、環境中で検出例等の多い物質について、主要河川の実態把握に努めます。



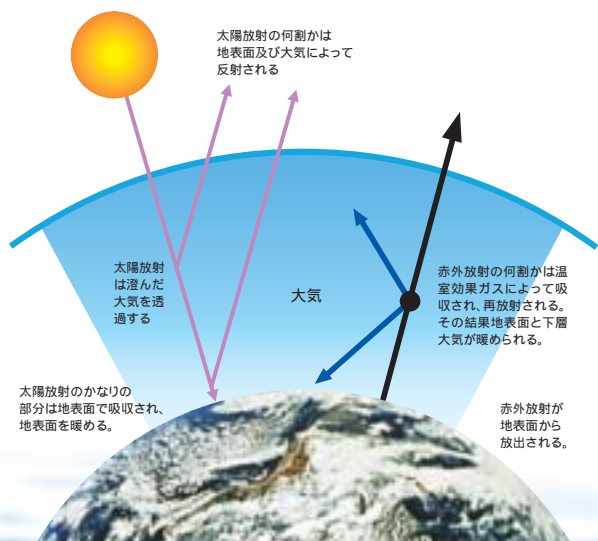
地球環境問題には、地球の温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨・海洋汚染・野生生物種の減少・熱帯林の減少・砂漠化・開発途上国の公害問題・有害廃棄物の越境移動があり、これらの問題は我が国をはじめとする先進諸国における、日常生活や事業活動に伴う資源やエネルギーの大量消費、開発途上地域における貧困や人口の急増等が複雑に絡まりあって発生しています。

## 1 地球温暖化防止対策の推進

現状  
status quo

地球温暖化とは、大気中に含まれる二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素などの温室効果ガス濃度が上昇し、地球全体の平均気温の上昇を招くことをいいます。排出される温室効果ガスの約9割は二酸化炭素が占めており(温室効果ガスの地球温暖化への寄与度は約60%)、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告では100年後の地球の平均気温は1.4～5.8 上昇し、海面は8～88cm上昇すると予想されています。温暖化が進行すると気候の変動をもたらし、生態系への悪影響や人間への健康被害、農業への影響、洪水や高潮の発生などが懸念されています。

地球温暖化の原因となる温室効果の略図



取組  
tackling

「わかやまSTOP温暖化戦略」の実施  
平成14年6月4日に地球温暖化防止条約・京都議定書が正式に批准され、国としては国際的に温室効果ガスの削減を約束するなど、地球温暖化防止に向けた動きが本格化しています。県としては、平成15年度に「温暖化対策推進班」を新たに設置し、県内の温暖化対策に取り組んでいます。

平成15年度は、増加傾向にある家庭からの排出抑制を行うため、テレビ、ラジオを活用し、温暖化対策について啓発を図るとともに、「和歌山環境フォーラム'03」の実施や家庭のできる温暖化対策についてのマニュアルを作成しました。

### 緑の雇用事業

本県では、「緑の雇用事業」を実践するため、平成14年度から新たに「緑の雇用推進局」を設置し、緊急地域雇用創出特別交付金として本県に交付された42億円の半分近くの約18億円を「緑の雇用事業」として計画し、平成14年度以降総合的に「緑の雇用事業」を実施しています。

事業の中心となる森林整備については、公有林だけに留めずに、森林所有者との環境保全協定に基づく環境林の整備という新しい手法を加えました。また、所得補償、起業支援といった所得面での支援や、生活基盤支援や定住住宅支援といった住環境支援など様々なメニューを用意しました。

### 【主な環境関連事業】

#### ア 古道周辺森林観光整備事業

熊野古道や高野山町石道の周辺森林において、広葉樹植栽や環境整備伐等による景観整備と環境保全に配慮した森林整備を実施し、併せて森林作業員の雇用を確保しました。

#### イ いやしの森体験事業

県内7箇所において、森林ボランティア団体等の協力により、県民参加の森づくり活動を実施し、森林の機能や大切さ等の普及啓発を行いました。

また、和歌山県立森林公園「根来山げんきの森」において、森林ボランティアのうち、経験の豊富な人材をインストラクターとして配置し、県民の利用しやすい森林公園づくりを実施しました。

さらに、げんきの森の一部を活用し、森林レンタル制度を実施しました。

#### ウ 広葉樹林等森林環境整備事業

森林の持つ公益的機能を維持及び高度に発揮させるため、広葉樹植栽等による環境の整備を図るとともに、環境整備伐や枝払い等による林内環境の改善のための森林整備を実施し、併せて森林作業員の雇用を確保しました。

#### エ 人にやさしい環境対策事業

森林のCO<sub>2</sub>吸収源や森林確保など多様な機能を持続発揮させる森林の保全や、スギ花粉症対策など社会的や要請に応える森林環境対策のための間伐を実施しました。

#### オ 緑の雇用森林創出事業

森林整備の円滑な実施に不可欠な森林現況の把握、森林所有境界の確認、森林管理に必要とされる歩道の整備を実施しました。



## カ 市町村森林資源情報管理事業

粉河町、熊野川町、那智勝浦町の各町における森林整備の積極的な推進に向け、主体となって森林を計画的に管理していくことを目的とし、森林資源データの整理を行いました。

## キ 森林整備地域活動支援交付事業

県内の積算基礎森林のうち、約50千haの森林を対象として交付金を交付し、適正な森林施業の前提となる森林の現況調査等の地域活動への支援を行いました。

## ク わかやまグリーンワーカー事業

自然公園等の修景美化や里地里山等の維持復元、野生生物生息環境の保全等の事業を実施しました。

「緑の雇用」が全国各地で展開し、根付いていくためには、「緑の雇用」を積極的に実践していく県が連合して取り組み、実績を情報発信する必要があります。そこで、「緑の雇用」の理念に共感された8県(岩手県、宮城県、岐阜県、三重県、和歌山県、鳥取県、高知県、福岡県)が、平成15年5月29日に『都市と地方の共感を深める「緑の雇用」推進県連合』を結成、共同アピール、共同政策提言を行いました。さらに、平成16年6月10日、「緑の雇用」総合対策の推進のため、新たな共同政策提言活動を行いました。

### 和歌山県の率先行動

県では、県庁の組織自体が大規模な消費者、事業者として環境に及ぼす負荷を低減させることはもとより、県民や事業者の自主的な行動を促すため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県庁自らが排出する温室効果ガス(地球温暖化の原因になっている二酸化炭素やメタンなどの物質)の削減に向けて、平成12年8月に「和歌山県地球温暖化防止実行計画」を策定し、二酸化炭素の主な排出要因である電気や燃料の使用をはじめ、水道やコピー用紙の使用について削減数値目標を掲げて取り組んでいます。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」を受けた「グリーン購入方針(平成14年度)」については、平成15年度に見直し、リサイクル認定製品の導入などを新たに追加しました。

### 省資源運動の推進

省資源・省エネルギー意識の一層の高揚と定着化を図るため、県内の小・中学生を対象に、「ものを大切に作る心」を育てる運動推進ポスターコンクールを開催し、その普及啓発に努めています。また、平成15年度末に「地球環境フォーラム」を開催し、省資源の啓発を行いました。「省エネ・グリーンコンシューマーのお話」と題した研修会を開催し、多くの参加者を得ました。



ポスターコンクール  
最優秀作品

### ノーマイカーデー運動の実施

平成15年11月から、地球温暖化防止のための二酸化炭素削減、公共交通機関の維持、道路における渋滞の緩和を目的に、通勤に自家用車を利用している県職員を対象に、公共交通機関や自転車、徒歩による通勤を促す「ノーマイカーデー運動」に取り組んでいます。

今後は、広く和歌山市内の行政機関や民間企業等に運動の輪を広げるとともに、実施方法等について協議会を通じ議論していくこととしています。

### エネルギー活用の推進

電源地域における地域振興施策の推進を図るとともに、新エネルギー全般についての普及啓発や導入の促進を図りました。

### 新エネルギーの推進

日本は諸外国に比べエネルギーの対外依存度、石油依存度、輸入依存度が高く、エネルギーの中長期的な安定供給が望まれています。また、地球温暖化等の地球環境問題についての関心の高まり等により、新エネルギーに注目が集まっています。

和歌山県においても、関係機関との協議や木質バイオマスのエネルギー利用調査等を実施し、新エネルギーの推進に努めています。

## ② オゾン層破壊 防止対策の推進



**現状 status quo** オゾン層は高度1万m以上の成層圏にあり、太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収し、人間や動植物をその影響から守っています。このオゾン層がフロン等により破壊され、地上に到達する紫外線の量が増加することによって、人の健康被害や生態系への影響が懸念されています。

これらの問題に対するための国際的な取り決めとして、1985年にオゾン層の保護に関するウィーン条約が、1987年にオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書が採択され、オゾン層破壊物質の生産削減等が合意されました。

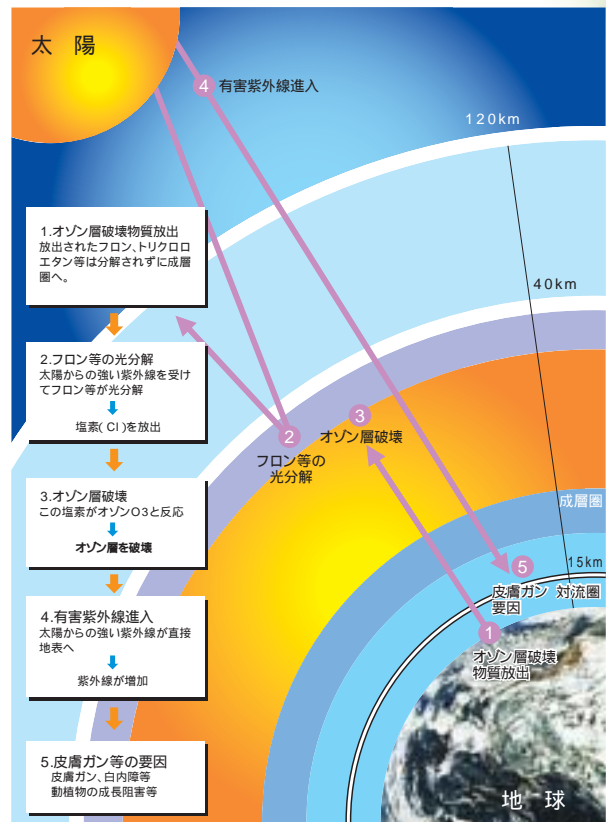
わが国では、1988年に特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律を制定し、特定フロンについては1995年末に生産が全廃されています。しかし、既に製造・使用されているエアコンや冷蔵庫等に充填されたフロン等のオゾン破壊物質については、廃棄時等に大気中に排出されるおそれがあり、回収・処理のための取り組みが必要です。

また、フロン等の代替物質への転換・脱フロン化に向けた積極的な取り組みが必要です。

### フロン回収破壊法

フロンを大気中にみだりに放出することを禁止し、機器の廃棄時の適正な回収、破壊処理の実施等を義務づけた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」が、平成13年6月に成立し、平成14年4月1日から施行されています。

## オゾン層の破壊のしくみ



出典:オゾン層保護対策産業協議会「オゾン層破壊物質使用削減マニュアル(1993)」から作成







社会を構成するすべての個人や団体がそれぞれの役割に応じて自主的積極的に環境保全に取り組むことができるよう、人々の環境保全意識の向上と、個々の取組を中心となって推進する人材の育成、また、県民や事業者等の環境保全活動の促進を図るとともに県民、事業者、民間団体及び行政が連携した取組み体制を築くことを目指します。

## 1 環境教育・環境学習の充実と環境保全意識の普及啓発

### 現状 status quo

今日の環境問題は、身近な生活環境の問題から地域の産業型公害、地球的規模での環境問題など、私たち一人ひとりの生活のあり方から社会経済構造のあり方まで、幅広い分野に根ざす問題であり、これを解決するためには、まず、すべての人々が自らの活動と環境のかかわりを十分理解し、今までの価値観を転換していく必要があります。また、本県の豊かな自然を保護し、適切に利用していくためには、県民の自然に対する理解を深め自然を尊ぶ心を培うことが必要です。

### 取組 tackling

#### 「環境の日」及び「環境月間」における環境保全啓発活動

事業者及び国民の間に、広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めることを趣旨として、環境基本法に基づき、6月5日を「環境の日」として定めています。県でも「環境の日」を含む6月を環境月間として様々な広報・啓発活動を行っています。

#### 環境学習アドバイザーの派遣

平成15年7月より環境学習アドバイザー派遣事業を実施しています。

環境についての専門的知識のある人材(アドバイザー)を県で登録し、学校からの要請に応じてアドバイザーを派遣し、教師、児童生徒がともに環境保全や自然保護への理解や取組方法を学ぶ機会を提供しました。

環境学習アドバイザーは、102名を登録しています。(平成16年4月1日現在)

平成16年度からは、派遣先を学校から、事業所や一般県民

の主催する研修会、講演会、学習会等にも拡大しています。

#### 学校教育における環境教育

学校教育では、児童・生徒一人ひとりに人間と環境とのかかわりについての理解と認識を深めさせるとともに、身近な生活や環境に配慮した行動のできる資質や能力の育成が求められています。

そのため、各学校においては、総合的な学習の時間をはじめ、各教科、道徳、特別活動などの教育活動全般を通じ、自然の大切さを学び、自然を守るための実践的な学習を行っています。

また、きのくにエコスクール事業として次のような取組を行っています。

#### きのくにエコプログラム協議会の設置

本県学校における環境教育の基本となる「学校における環境教育指針」を作成し、全公立小・中学校及び県立学校に配付しました。

きのくにエコスクール基準等の検討を行いました。

きのくにエコスクール基準(試案)の作成

循環型社会に対応できるような学校経営上のチェック項目を含んだ基準(試案)を作成しました。

きのくにエコスクール指定校

各指定校においては、「学校における環境教育指針」に基づき作成された「きのくにエコスクール基準」の試案の検証に取り組むとともに、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、環境教育及び環境保全活動に取り組まれました。

#### 自然観察会の実施

自然観察会は、私たちの周りで身近に見られる自然の営みについて、専門家の解説を聞きながら観察を行うものです。

平成15年度は、環境省近畿地区自然保護事務所と共催で、串本町串本海中公園において海中観察会、那智勝浦町ゆかし瀨において夏の自然観察会を開催しました。

#### 全国星空継続観察の実施

自分たちの住む地域の星空の観察を通して、大気や地球環境の保全に対する関心を高めることを目的とする「全国星空継続観察(スターウォッチング・ネットワーク)」を実施しました。

#### 全国水生生物調査の実施

自分たちの住む身近な河川の調査を通じて、水環境保全意識の啓発を図ることを目的とする「全国水生生物調査」を実施し、県内27団体6個人代表、延べ744名が参加しました。

#### こどもエコクラブ

平成7年度から環境省の呼びかけで全国各地に、子供たちが地域の中で仲間と一緒に地域の環境や地球環境問題について学習、活動する「こどもエコクラブ」が設立され、本県においても事務局を設置し、こどもエコクラブの活動を市町村事務局を通じて支援しています。平成15年度は、県下で22クラブが登録し、454名のクラブ員(サポーター51名)が環境保全活動や自然観察会などを行っています。

### 森林・林業教育の実施

森林の機能、森林文化、林業の大切さを理解し、森林・林業を守ろうとする意識を高めるため、園児、児童等を対象に間伐や枝打ちなどの林業体験や炭焼き、木工体験などを交えながら、森林の働きや重要性、森林を守り育てる林業の大切さについて学習する「森林・林業教室」を実施しました。また、県教育研修センターと連携し教職員を対象とした研修会を開催したほか、幼稚園の先生を対象として木の枝などを使った造形活動、森との親しみ方等についての講義などを行いました。

### 「緑の少年団」の育成

自然や人を愛する心豊かな人間に育つことを目的として、子供たちが自然の中で緑を愛し、守り、育てる活動を助成します。

## 2 参加の促進と パートナーシップづくり

### 現状 & 課題

近年の都市・生活型公害や地球環境問題等は、県民一人ひとりが被害者であると同時に加害者にもなり得るといふ人と環境とのかかわりを認識し、環境に配慮した生活・行動をとることが必要です。そして、それぞれの立場や役割に応じての取組を着実に進めながら、経済社会システムそのものを環境への負荷の少ないものに変えていかなければなりません。このため、行政は、積極的な意識啓発や環境保全活動に関する機会や情報の提供、支援を行なう必要があります。

また、環境問題は、様々な立場の人々が複雑に関係していることから、個人や団体の単独の活動だけでは解決がむずかしいことが多く、そのため、関係するすべての人々がそれぞれの責任を分担し、相互に連携・協力して環境保全に取り組んでいくパートナーシップを育てていくことが必要です。



水生生物調査の様子

### 取組 tackling

生石高原スキ草原復元事業  
県立自然公園内の生石山頂部におけるスキ草原は、近年その面積が減少し、草原としての景観が崩れつつあります。

このため、「生石高原スキ草原復元実施計画」を策定し、保全活動の方向性を示すとともに、その中心的な役割は「NPO法人 生石山の大自然保存会」が担うことになりましたが、地元市町等と協力し、保存会が行うスキの刈り取り大会や自然観察会等の事業に支援を行うこととしました。また、平成14年度には、地元の町がスキ草原の保全・再生のための山焼きを試行的に実施しましたが、安全を確保するため、防火水槽の設置について支援を行いました。

### 各主体が実施する活動情報の提供

各主体が実施する環境保全活動を広く情報提供することにより、県民の参加を促し、また、新しい繋がりを生みます。平成15年度は、環境月間中に各主体の環境保全活動を各方面に情報提供しました。

また、和歌山県の環境情報ホームページ「わかやまエコネット」上で団体等の活動内容を紹介しています。(ホームページアドレス<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/econet/>)

### わかやま環境大賞・環境賞

環境保全に関する実践活動が、他の模範となる個人又は団体を表彰し、その活動事例を広く県民に紹介することにより、県民の環境保全に関する自主的な取組を促進することを目的として平成14年2月に創設した表彰制度です。

平成16年(第3回)は、20件の応募の中から「わかやま環境賞選考委員会」の選考を経て6団体・1個人が受賞しました。

わかやま環境大賞  
はしもと里山保全アクションチーム  
わかやま環境賞  
串本愛舟会  
飯森 矩子  
海南市立東海南中学校 平成15年度卒業生  
わいんエコプロジェクト実行委員会  
ウインナック株式会社  
わかやま環境賞 特別賞  
古座川町高池婦人会





## 環境に関するお問い合わせ先

機 関 名	お問い合わせの内容
環境生活総務課 自然環境室	地球温暖化対策の推進、環境計画、環境教育・環境学習、自然公園、鳥獣保護に関すること
循環型社会推進課 処理計画推進室	循環型社会形成の推進、廃棄物・リサイクル対策、新エネルギー、廃棄物処理計画の推進に関すること
廃棄物対策課	産業廃棄物対策、不法投棄対策に関すること
環境管理課	大気・水質等の監視、化学物質の管理の促進に関すること
エコ農業推進室	肥料・農薬の適正使用の推進、食品リサイクルの推進に関すること
畜産課	畜産環境の保全に関すること
新ふるさと推進課	緑の雇用事業に関すること
森林整備課	森林の造成・保全に関すること
資源管理課	漁業環境の保全に関すること
河川課	河川の管理・整備に関すること
生活排水課	生活排水施設の整備促進に関すること
下水道課	下水道の整備促進に関すること
住宅環境課	都市公園の整備・管理、住環境の整備促進に関すること

〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地  
 電話番号 県庁代表 073(432)4111  
 県ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp>

### 【県内各地域のお問い合わせ窓口】

機 関 名	所 在 地	電話番号
岩出保健所	那賀郡岩出町高塚209	0736(63)0100
高野口保健所	伊都郡高野口町名古曾927	0736(42)3210
海南保健所	海南市大野中939	073(482)0600
湯浅保健所	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737(63)4111
御坊保健所	御坊市湯川町財部859-2	0738(22)3481
田辺保健所	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739(22)1200
新宮保健所	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	0735(22)8551
新宮保健所古座支所	東牟婁郡古座町西向193	0735(72)0525



## 和歌山県の環境

平成16年版 環境白書要約

平成16年10月

編集・発行

和歌山県 環境生活部環境政策局環境生活総務課

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL.073-441-2670